○厚生労働省告示第三百八十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第一項第二号（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金若しくは遺族一時金又は障害補償年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金の額に乗ずべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十一年七月二十八日　　厚生労働大臣　舛添　要一

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率（単位％）
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	224
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	202
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	184
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	175
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	164
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	156
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	148
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	141
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	138
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	133
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	129
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	126
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	123
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	119
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	115
平成２年４月１日から同年７月31日まで	112
平成２年８月１日から平成３年７月31日まで	115
平成３年８月１日から平成４年７月31日まで	112
平成４年８月１日から平成５年７月31日まで	108
平成５年８月１日から平成６年７月31日まで	106
平成６年８月１日から平成７年７月31日まで	104
平成７年８月１日から平成８年７月31日まで	102
平成８年８月１日から平成９年７月31日まで	100
平成９年８月１日から平成10年７月31日まで	99
平成10年８月１日から平成11年７月31日まで	98
平成11年８月１日から平成12年７月31日まで	98
平成12年８月１日から平成13年７月31日まで	98
平成13年８月１日から平成14年７月31日まで	97
平成14年８月１日から平成15年７月31日まで	98
平成15年８月１日から平成16年７月31日まで	99
平成16年８月１日から平成17年７月31日まで	99
平成17年８月１日から平成18年７月31日まで	100
平成18年８月１日から平成19年７月31日まで	99
平成19年８月１日から平成20年７月31日まで	99
平成20年８月１日から平成21年７月31日まで	99

備考

1　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

2　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

3　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成20年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

4　算定事由発生日が平成20年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。